

2027年国際園芸博覧会 環境影響評価準備書に係る手続について

項目	内容
対象要件	横浜市環境影響評価条例（以下「条例」） 第2条第2号に掲げる第1分類事業 条例施行規則別表第1 15 開発行為に係る事業
準備書の提出	〔条例第24条〕 提出：令和5年10月13日
準備書の公告	〔条例第25条第1項〕 市報公告：令和5年10月25日 広報手段：広報よこはま10月号、横浜市ホームページ、X（旧Twitter）
準備書の 縦覧・公表	〔条例第25条第1項〕 縦覧期間：令和5年10月25日～12月8日（45日間） 縦覧場所：環境創造局 環境影響評価課 旭・瀬谷区役所 区政推進課 公表等：横浜市ホームページで準備書の全文公表 横浜市中心、旭、瀬谷図書館で閲覧
審査会への諮問	〔条例第25条第2項〕 諮問：令和5年11月2日
準備書の周知	〔条例第26条第1項〕 対象地域：旭、瀬谷区の一部 周知方法：準備書の概要等のお知らせを各戸配布
説明会の開催	〔条例第27条第1項〕 開催日及び場所：令和5年10月27日（金）瀬谷公会堂 令和5年10月28日（土）旭区役所新館 令和5年10月29日（日）瀬谷公会堂 令和5年10月30日（月）旭公会堂
意見書の提出	〔条例第28条第1項〕 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、縦覧期間内に、市長に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。 提出期間：令和5年10月25日～12月8日 受付方法：横浜市電子申請・届出システム、郵送、持参
準備書意見見解書の 作成・提出	〔条例第29条第1項〕 事業者は、意見書の写しの送付を受けた場合、意見の概要及び当該意見についての見解を記載した書類（以下「準備書意見見解書」）を作成し、市長に提出。
準備書意見見解書の 公告・縦覧・公表	〔条例第29条第2項〕 市長は、準備書意見見解書の提出を受けた旨を公告し、15日間縦覧、公表。

（裏面へ続く）

市民等からの意見聴取	[条例第30条第1項及び第2項] 対象市民等（※）は、審査会に対し、準備書意見見解書の縦覧期間中に環境の保全の見地からの意見を述べたい旨を申し出ることができ、審査会は調査審議に必要と認めるときは、意見聴取を行う。
審査書の作成・送付	[条例第31条第1項] 市長は、審査会の答申等を踏まえ、審査書を作成し、事業者へ送付。
審査書の公告・縦覧	[条例第31条第2項] 市長は、審査書を作成した旨を公告し、30日間縦覧。

※ 対象市民等：対象地域内に居住する者及び対象地域内に事務所又は事業場を有する者又は法人その他の団体（法人その他の団体にあつては、定款その他の規約により代表者が定められているものに限る。）

図：準備書の手続フロー

